

ご利用料金

介護保険サービス

※表示料金は利用者が負担する料金です。基本利用料の他、要件を満たす場合に加算が加わる場合があります。

1 訪問介護(1回あたり)

項目	内容	利用者負担分1割	利用者負担分2割	利用者負担分3割
身体介護	20分未満	167円	334円	501円
	20分以上30分未満	250円	500円	750円
	30分以上60分未満	396円	792円	1,188円
	60分以上90分未満	579円	1,158円	1,737円
	90分以上は30分毎に	+84円	+168円	+252円
生活援助	20分以上45分未満	183円	366円	549円
	45分以上	225円	450円	675円
身体介護 + 生活援助	身体介護の所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67円(201円を限度)			

※ 早朝(6～8時)・夜間(18～22時)は25%加算

※ 深夜(22時～6時)は50%加算

2 介護予防訪問介護(1月あたり)

項目	内容	利用者負担分1割	利用者負担分2割	利用者負担分3割
要支援1 または 要支援2	週1回程度の利用	1,176円	2,352円	3,528円
	週2回程度の利用	2,349円	4,698円	7,047円
要支援2	上記を超える利用	3,727円	7,454円	11,181円

※介護保険給付の支給限度額を超える利用については、保険給付分も含めた利用料金の全額が利用者のご負担となります。

3 介護保険適用外のサービス

介護保険では利用できないサービスでも生活の質を高め、自立支援のために必要な事が多くあります。

- ご家族が留守中の見守り、話し相手など。
- 庭の草取り、外掃除、家具の移動、窓ふきなど。

上記のようなサービス(介護保険適用対象外)も提供しています。生活や介護に不便を感じたり、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

※障害をお持ちの方の利用料金についてはお問い合わせ下さい。

事業所外観



アクセス



いちい訪問介護サービス

〒061-1431 恵庭市有明町4丁目1番1号

営業日 月曜日～金曜日 受付時間 9:00～17:00

訪問範囲 恵庭市

☎ 0123-21-8116 ☎ 0123-25-6314

✉ info@yaruka.jp 🌐 http://yaruka.jp

いちい訪問介護サービス

住み慣れた地域やご家庭で、
安心して自分らしい暮らしを続けるため、
介護専門職のスタッフが
お手伝いいたします。



株式会社 YARUKA

訪問介護とは？

訪問介護とは、訪問介護員（介護福祉士、ホームヘルパー）などが、ご利用者の自宅を直接訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助をする「身体介護」や調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」を行うサービスです。住み慣れた地域やご家庭で、安心して自分らしい暮らしを続けるため、生活を援助します。



生活援助サービス

日常生活に必要な家事全般を援助いたします。

調理

買物

薬の
受け取り

洗濯

ベッドメイク

掃除

身体介護サービス

お身体の状態に合わせて、専門的な介護サービスを提供いたします。

入浴介助
・清拭

移動
・移乗介助

排泄介助

食事介助

体位変換・
起床・就寝介助

更衣・
整容介助

ご注意

サービス提供時の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

※訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい。（生活援助としての買い物に伴う少額の金銭は取り扱い可能です）

※訪問介護職員は、介護保険制度上、ご利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされています。ご利用者が生活を送るうえで日常的に必要な行為（ペットの散歩、窓のガラス拭き等）、ご利用者以外の方に対する行為（家族の方の食事準備等）は介護保険適用外となりますので、その際はご相談下さい。



サービス開始までの流れ

1 お問い合わせ

事業所にお電話、来所いづれもお気軽にお問い合わせ下さい。

☎ 0123-21-8116 受付時間 9:00～17:00

または、病院の医療相談員やケアマネージャーにご相談下さい。

2 ケアマネージャーとの打ち合わせ

ご自宅に訪問し、ケアマネージャー同席の上、ご家族と具体的な打ち合わせを行います。

3 いちい訪問介護サービスと契約

4 サービスの提供

初回はサービス提供責任者と担当の訪問介護員が訪問し、「訪問介護計画書」に沿ってサービスを提供します。

ご利用頂ける方

下記に該当された方が対象です。

介護保険

■ 65歳以上（第1号被保険者）の方

原因に関わらず介護が必要となった場合にサービスが受けられます。

■ 40～64歳まで（第2号被保険者）の方

健康（医療）保険に加入している方で、特定疾病が原因で介護が必要になった場合にサービスが受けられます。

サービス利用料は1割負担

（一定以上所得者の場合は2割又は3割）となります。

支給限度額を超えて介護保険サービスを利用した分については、自己負担となります。

障害福祉サービスの対象者

障害のある方に加えて難病のある方も一部対象となります。